

### ★裁量労働制に時短効果なし

厚労省は裁量労働制が適用される労働者の実態調査結果を公表した。適用されていない労働者と比べて裁量制を適用されている労働者の労働時間は1日約20分長く、週平均では2時間以上長いことが分かった。

裁量労働制は2018年安倍総理が時短効果を強調しその後厚労省の不適切なデータが次々と発覚し、政府が適用業種拡大を断念した経緯がある。経済界は適用拡大を求めるが労働組合などの反発が強まる可能性がある。

今回の調査は2019年に実施、14,000の事業所と88,000人の労働者からの回答によるデータ。労働者の意見としては、41.8%が満足、やや満足を合わせると8割に上る。「時間にとらわれず柔軟に働くことでワーク・ライフ・バランスが確保できる」などの意見もある。

	裁量労働制で働く人	一般労働者
1日平均労働時間	9時間00分	8時間39分
1週間平均労働時間	45時間18分	43時間02分
1週間平均労働日数	5.03日	4.97日

※裁量労働制とは実際に働いた労働時間に関係なく、予め労使で決めた時間を働いたとみなす制度。裁量労働制は時間で給与を決めるのではなく、結果で給与を決める考え方で人によっては過労に繋がると思います。

### ★脳・心疾患で基準緩和

厚労省は脳・心疾患に対する労災認定の基準を緩和する方向と発表した。残業時間が「過労死ライン」とされる月80時間に達しない場合でも、休憩時間や心理的負荷などを含めて総合的に労災にあたるかを判断するように見直す。2001年に通達した基準を20年ぶりに見直し、労災認定しやすい環境となる。

労災認定の目安	
脳・心臓疾患発症前の時期	月平均の残業時間
①1か月	100時間超
②2～6か月	80時間超
(新設)	①や②の残業時間に至らないがそれに近い時間数で、休憩時間や心理的負荷なども総合的に判断

新型コロナウイルス下で在宅勤務が広まり、労働時間の証明が今までより難しくなるため、これまで以上に個々の事情に配慮するよう求める。

### ★在籍出向で雇用確保

千葉労働局は、コロナ禍の影響で一時的に余剰となった従業員を人員不足の企業に出向させる「在籍型出向」を推進するために「県在籍型出向等支援協議会」を設立した。

手厚い助成制度も用意されており、賃金の実質1割負担で臨時の雇用を生み出せる。「産業雇用安定助成金」を新設。出向のマッチングは(公財)産業雇用安定センターで無料でサポートしています。大企業だけでなく、中小企業でも可能ですので是非ご活用下さい。

### ★人口増300市町村 育児支援が効果

先日発表された、2020年国勢調査の結果では、大都市への人口集中の加速が目立った。

47都道府県の内増加したのは、東京、埼玉、千葉、神奈川、愛知、滋賀、大阪、福岡、沖縄の9都府県。減少率が一番大きかったのは秋田県6.2%。減少数最多は北海道の約15万人。

象徴的なのは5年前に比べて人口が14.7%増えた千葉県流山市。共働きや子育て世代に照準を定めて都市計画を進めたことが功を奏している。松戸市も人口が3.1%増えた。駅前や駅中で保育ニーズの高い0～2歳児対象の保育所を整備し、待機児童は6年連続ゼロ。託児機能付きのコワーキングスペースも市内に4か所整備した。松戸市長は「核家族が増え、子育てを社会全体で支える必要がある。高齢者施策を進める上でも若い世代が活躍できる土壌を整え、地域の力を高めることが大事だ」と話す。

